

美濃加茂市観光協会会費減免規程

令和2年4月1日
美濃加茂市観光協会会則規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、美濃加茂市観光協会会則第9条第2項に基づく美濃加茂市観光協会の会費の減免について、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 会員が次の何れかに該当するとき、会費の下限価格（1口の価格）の減免措置を講ずることができる。

- (1) 会員が、地震や台風など自然災害等により被災し、事業活動を実施できないとき。
- (2) 会員が、物価変動その他予想することのできない事由により生じた社会全体における急激な経済変動により、事業活動に多大な影響を受けているとき。
- (3) その他、減免すべき相当の事由があると認められるとき。

(免除の内容)

第3条 減免は、該当年度中の会費を対象とし、減免額は、別表のとおりとする。

(決定)

第4条 減免措置適用の決定は、理事会で行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

減免割合（1口の価格）	適用	対象
全額（0円）	地震や台風など自然災害等により被災し、事業活動を実施できないとき。	理事会で決定した会員
2分の1（2,500円）	物価変動その他予想することのできない事由により生じた社会全体における急激な経済変動により、事業活動に多大な影響を受けているとき。	原則として全会員
理事会で決定した額	その他、減免すべき相当の事由があると認められるとき。	理事会で決定した会員